

## 第3章 江戸—大坂大動脈の形成と海運物流の間屋支配

### 3.1 問屋の成立

#### 3.1.1 初期は国問屋が主流

問屋という呼称が一般的になったのは、江戸時代に入ってからのことである。元和年間（1615～1624年）には、既に油・木綿・木材・生魚・干鰯などの問屋が生まれていた。大坂では元和2（1616）年に油問屋加島屋三郎右衛門の名が見られる。

大坂では、江戸時代の中期に問屋の専門化が進み、中でも米問屋・炭問屋・綿問屋・木綿問屋・油問屋などは、軒数・規模ともに発展を見た。だが初期においては、まだ未分化の総合問屋が主流で、元和から慶安にかけての黎明期（1615～1652年）には、専門問屋はまだ少数派であった。当時の問屋の主要形態は、松前問屋、薩摩問屋、土佐問屋といった、特定の地域から送られる多種類の物産を総合的に扱う「国問屋」と呼ばれる店だった。専門問屋の場合は、売り先が大坂・京の近在に限られていた。

しかし時代とともに大都市に安定した需要が生まれ、それぞれの商品の流通量が増加し、收拾過程と分散過程が長く多岐に渡るようになると、自然に商品毎の卸売業が発達することとなった。

また大坂の問屋は、寛文年間には大量の委託販売をこなし、掛け売り商売を行っていたとみられる。寛文元（1661）年の町触れには、他の商人の売り掛け金延滞についての訴訟は受理しないが、諸問屋の売り掛け金延滞についてのみ受理するとある。問屋は掛け売りが当たり前ということをお上も認識し、保護していたことがわかる。

#### 3.1.2 大坂の問屋 378 軒

少し時代は進むが、延宝7（1679）年刊の『難波雀』には、大坂における問屋の総数378軒、業種は58種類と記されている。そして元禄10（1697）年刊の『国花万葉記・五畿内撰津難波丸』には、問屋総数826軒（江戸口酒屋2,218軒除く）、業種62種類となっている。既に扱う商品とサービスが完全に専門化しており、かつ仲買も分化していた。今日の間屋と大きく異なるところは特にない。

この時期には、上に挙げた最重要産品に加えて、生魚・塩魚・八百屋物・薪・鯉ぶし・布・木綿・たばこ・塩・鉄・木蠟など、日用品のほとんどに関して専門問屋が誕生した。販売先も全国が対象であった。一方、京では高級衣料や美術工芸に関する問屋が、江戸で

は墨筆・櫛・きせる・小間物・土人形・畳表など、贅沢品の間屋が発達した。

間屋の商売のやり方も変貌を遂げていた。初期には、各地の荷主から送られる依託荷物の引受・保管・販売に当たる荷受問屋だけだったが、元禄時代には、自分の裁量で、売れそうな品物を生産地に発注し、買い付けに出向く仕入れ問屋が増えていた。仕入れ問屋は、生産者に前金を払ったり、産地に「買宿」と称する仕入れのための出張所を設けるなど、生産者の取り込みでも競争した。その結果、古い荷受問屋に留まった店は衰退を余儀なくされ、仕入れ問屋が、今日まで繋がる問屋の形として、市場の中に成立したのである。

## 3.2 江戸十組問屋・菱垣廻船の支配と衰退

### 3.2.1 大坂の江戸積油問屋

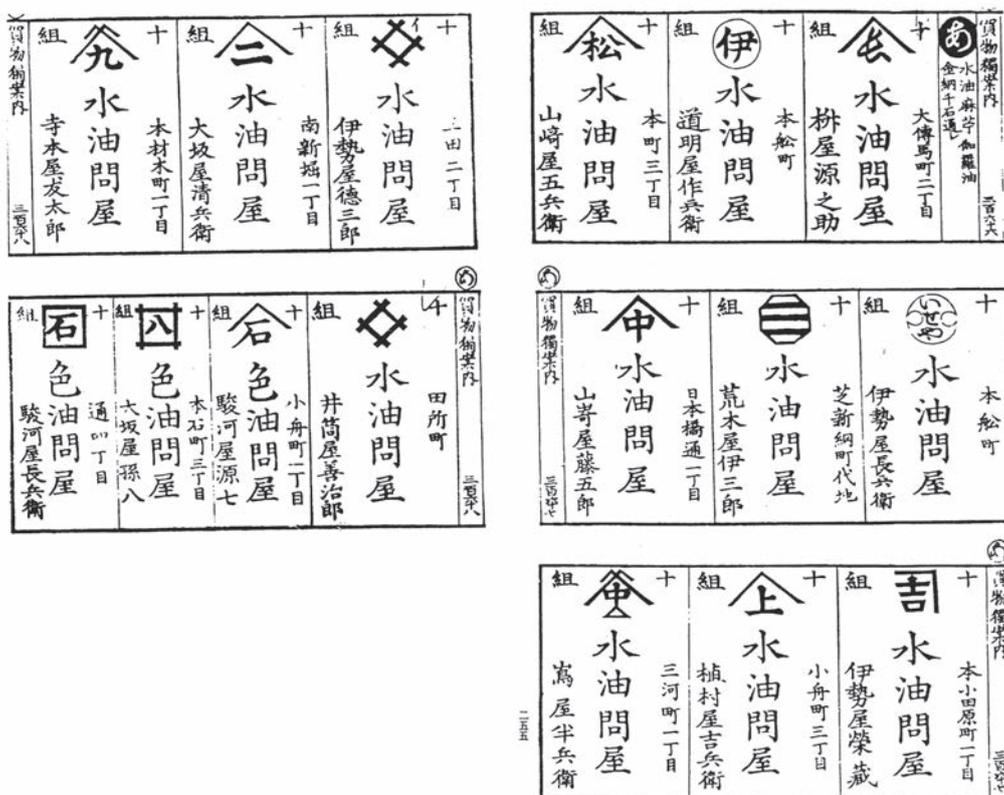
大坂の江戸積油問屋は、元和3(1617)年に備前屋惣左衛門が上方の絞り油屋から油を買い集め、江戸への輸送を開始したのが始まりとされている。京・伏見へは荷桶で送られていたが江戸は遠路なので樽に詰めることとされた。一樽の入れ目は、相談の結果、3斗9升到り落ち着いた。米中心に動いていた当時としては船賃の見積もりもしやすいということで、米の5斗俵に合わせたものだ。これが「江戸詰三斗九升」の始まりである。

寛文年間(1661~1673年)、大坂町奉行の石丸石見守定次は、出油屋・江戸積油問屋・京口油問屋・絞油商・油仲買をそれぞれ区別して株仲間を結成させた。株仲間の構成員は京橋三丁目に集中していたので、ここを売買立ち会いの地とし、油相場を定めるに至った。株仲間は、公儀に冥加金(みょうがきん)を納める代わりに、独占権を保証された。出油屋は13軒、江戸積油問屋は6軒、京口油問屋は3軒に限り、新規加入は許さなかった。後に多少の増減はあったが、独占体制は変わらなかった。天保の油方改正時に油寄所を内本町橋詰町に移転したが、後に古巣の京橋三丁目に戻している。

### 3.2.2 江戸十組問屋の結成と菱垣廻船

元禄7(1694)年に始まった江戸十組問屋は、難船の際に荷物の横領が横行したことや、難船でもないのに荷物を盗み取るといったことが度々行われたのに、荷主である江戸問屋が業を煮やして、自らが菱垣廻船の管理に乗り出すために、結成されたとされている。

江戸十組問屋誕生の経緯については、大坂屋伊兵衛の覚書が残っている。それによると、問屋同士の結束を促した背景には、当時の菱垣廻船は、難船が多かったことがある。さらに、船頭や水主の中には難船の度に、港の関係者と共謀して、荷物を横領する例が後を絶たなかったという。甚だしい場合は、無事に運航しているのに難船を装い、荷物を掠めとった。別けても、貞享3(1686)年、小松屋仲右衛門の船が相州沖で暴風により破船



「江戸買物独案内」(文化文政期)より

したとされる事件は、船頭が斧で船底をたたき割り、積み荷のほとんどを盗み出すという悪質なものであった。

従来、難船時の荷物の処理は、遠州今切から西は大坂船問屋が、東は江戸船問屋が行っていたが、荷主に対しては割付書を出すのみで、実際の配分は行わなかった。菱垣廻船のように様々な荷物が合積みされている場合、難船の荷を捌くには多くの問屋が連合する必要があったことも江戸十組問屋結成を促した。

大坂屋伊兵衛の呼びかけに十組の問屋が結集し、組毎に行事を定めて、船問屋を通さずに、直接菱垣廻船を支配することになったのが、元禄7(1694)年のことである。この時集まったのは、次の各種荷受問屋十組だ。各組が取り扱う主な商品を( )内に記す。塗物店組(塗物類)、内店組(絹布・太物・繰綿・小間物・雛人形)、通町組(小間物・太物・荒物・塗物・打物)、葉種店組(葉種類)、釘店組(釘・鉄・鍋物類)、綿店組(綿)、表店組(畳表・青筵)、河岸組(水油・繰綿)、紙店組(紙・蠟燭)、酒店組(酒類)。この時、油問屋も、河岸組に編入された。

大坂屋伊兵衛は通町組の商人で、発起人である彼は、大坂の鴻池組に交渉して、菱垣廻船側が船の手配を拒否した場合、鴻池の船を回す約束を取り付けた。鴻池では、もしもの時は手船を100艘手配し、それで足りなければ150艘を新たに建造することを請け負った

という。十組問屋の結成には周到な準備が行われたことをうかがわせる。

また、江戸十組問屋は菱垣廻船の船足・船具改めを行い、喫水線を引くことにより積み荷について監督し、さらに難船が発生した時はその処理についての権限を持つなど、菱垣廻船を手船化（てぶねか）するが、問屋の強い支配に対して船問屋の反対も見られなかった背景には、大坂・江戸の間屋が菱垣廻船問屋への新造・修復費用の貸し付けを行うなど、資金面での強い結び付きがあったからだとされている（北島正元編「江戸商業と伊勢店」）。

十組の優位な立場を示す例として挙げれば、享保9（1724）年の「十組定法帳」によると、難船の際に役立たない老人や若輩の水夫を乗せるな、など、水夫の人数やその働き具合にまで、廻船側に指図している。また、難船の際は船問屋側も負担しなければならないが、その処置は十組側が行い船問屋は口出しできないなど、十組の支配は強固なものとなっている。こうした不平等ともいえる関係が、後に天明飢饉時に出された米穀勝手令を契機として、菱垣廻船の雇船であった多くの諸国廻船が菱垣雇いから離脱した背景にあるのかも知れない。

十組問屋は、仲間全体を束ねる「大行事」を定め、一組が4カ月ずつ、手船全ての支配を順番に勤めた。毎年正月と9月に寄合を開いて、当番行事を決めた。海損勘定の振分散の時には、その年の行事が支配した。極印元（きょくいんもと）という係が重要な役割を担い、船具や船足（吃水線）を調べて焼印を押した。表局印元（内店組・通町組）、櫃（ひつ）局印元（塗物店組）、嶋極印元（河岸組・綿店組）の3つの局印元が定められ、船の運行に責任を持った。

今日に伝えられる十組問屋のうち、水油問屋、色油問屋として名前が出てくる商人は、以下の通り。

十組問屋（「江戸買物独案内」より）枳屋源之助（長谷部吉右衛門商店）、井筒屋善治郎（小野善助、後の小野組）、大坂屋孫八（松澤孫八商店）、駿河屋長兵衛（藤田金之助商店）。下り水油問屋・絹川屋茂兵衛（小網町三丁目）。地廻水油問屋・三河屋長九郎（四ッ谷伝馬町）、山崎屋勘兵衛（上野北大門町）、池田屋喜右衛門（芝二本榎）、笹屋豊次郎・直三郎（萩原利右衛門商店）。後に油商組合の頭取となる岩出惣兵衛は当時は肥料問屋として名を連ねている。水油仲買・井筒屋伝右衛門（田所町）、枳屋喜右衛門（長谷部喜右衛門）（大伝馬町二丁目）。これらの問屋が今日の油市場営業人に連綿とつながっている。

### 3.2.3 大坂・二十四組問屋仲間の結成と菱垣廻船の定雇船化

江戸で菱垣廻船の管理・監督権を確保するために十組問屋仲間が結成されたのに呼応する形で、大坂でも「江戸買次問屋」と称する問屋の連合組織が作られた。この「江戸買次問屋」が後に、天明4（1784）年の株仲間の許可を得て「二十四組江戸積問屋仲間」となる。この十組問屋と江戸買次問屋（二十四組問屋）の関係は、注文主と買次人の間柄で、その商品を運搬するのが廻船問屋という新たな構図が成立したのである。これにより、菱垣廻船は、廻船問屋の自由な裁量による独立営業の性格を失い、十組問屋・二十四組問屋の手船、あるいは定雇船同然の位置付けとなった。

二十四組問屋の構成員は以下の通り。

綿買次問屋、油問屋、鐵釘積問屋、江戸組毛綿仕入積問屋、一番組紙店、表店（畳表）、塗物店、二番組紙店、内店組（木綿類）、明神講（昆布、白粉、線香、布海苔、下駄、鼻緒、傘、絵具類）、通町組（小間物、古手、葛籠、竹皮、日傘、象牙細工類）、瀬戸物店、菓種店、堀留組（青筵類）、乾物組、安永一番組（紙類）、安永二番組（金物、鋼、鐵、木綿、古手、草履表、青筵、火鉢類）、安永三番組（渋、櫓木、砥石類）、安永四番組（打物、釘金、砥石類）、安永五番組（煙草、帆木綿、布海苔類）、安永六番組（指金、肥物、鯉節、干魚、昆布類）、安永七番組（鯉節、傘、柳行李、白粉、砥石、木綿類）、安永八番組（蠟店）、安永九番組（木綿、灰、紙屑、針金、古綿、古手、櫓木類）、安永追加九番組、鯉節組・同東組（紙、木綿、綿類）、同紅梅組（足袋、下駄、雪駄類）、同書林組、同榮組（白粉、竹皮、木綿類）、同航榮組（菱垣廻船問屋、書林、小間物、布、畳表、諸方荷次屋、蠟、紙類）。

以上の通り、木綿類を扱う問屋が重複しており、需要が多かったことがわかる。仲間の総人数は347名に及んだ。

二十四組問屋には取締方、惣行事（そうぎょうじ）、大行事、通路人などの役員があり、仲間定法を定めて、全体を管理していた。

その規約には、次のような条項が定められていた。

- 一、注文を受けた買次荷物は、なるべく安価に買い入れて送付すること。
- 一、荷物送状には必ず積み込み荷物の元価を記入すること。
- 一、江戸荷主よりの買次諸荷物の海上請合、船歩銀の減額請求等には一切応ぜざること。
- 一、菱垣廻船以外には一切積み込まぬこと。
- 一、荷渡し後の荷物の異変には、その責に任ぜざること。

さらに仲間の新加入に対する条件としては、実子の分家による加入、奉公人の別家による加入、その他無関係者等に対し各々加入金に等差を設け、全く新規の加入者は仲間全部の同意を得、金百両を加入金として振る舞うことを定めていた（以上『日本植物油沿革略

史・黄金の花』〈日本製油株式会社発行〉より)。十組問屋と二十四組問屋の連携により、廻船に関わるもめ事は激減し、就航する船の数もさらに増え、享保8(1723)年には、菱垣廻船のみで160艘に達した。

#### 3.2.4 酒問屋の十組からの離脱—菱垣廻船から樽廻船へ

江戸十組問屋は結成当初から内部対立の芽を抱えており、結成後35年でその対立が表面化する。酒問屋は発足当初から十組に加わり、菱垣廻船の管理運営を行ったが、酒問屋と称してはいるものの、元々は灘などの酒造屋の江戸出店から発展したもので、十組への参加も江戸での活動が単なる荷捌きから、問屋機能を備えつつあるという変化に対応したものであった。また、酒は他の荷物と異なり、酒造屋の送り荷物であり、難船の際の損害も上方の酒造屋が負担した。そして「元十組取極写」によると、酒荷物について、「酒は船足荷物に付」「下夕積に相成」とされているように、下荷物として積み込まれた。船が難破した時は上荷物を海中に捨て、下荷物が残ることも多かったが、この捨て荷物の損害代金の清算は、無事だった酒荷物にも平等に割りかけ勘定するため、酒造方の損害も莫大だった。このことは難船の勘定の度に争論になったと伝えられている(中井信彦「江戸十組問屋に関する一資料」)。

また灘の酒造屋と江戸の十組問屋が難船のつど、その処理を巡って話し合い、揉め事を解決するのは予想以上に煩瑣であった。こうした対立を経て、江戸の酒問屋は享保15(1730)年の大海難を契機として十組を脱退し、菱垣廻船への積み込みを止め、樽廻船への一方積みを決めた。

#### 3.2.5 油問屋が仮船方で独自の極印元に

酒問屋とともに菱垣廻船の下積荷の役割を担っていたのが水油だ。砥石、釘類、銅や鉄物などの重量物などとともに、水油や砂糖が底荷とされた。

下荷の不公平感は酒問屋の離脱につながったが、同様な不満は下積み荷物を担った油問屋にもあり、油問屋も不公平を生み出す難船を防ぐため、自らが極印元(嶋極印元)として船の運行に責任を持つ船以外の、櫃局印元や、表局印元による菱垣廻船への積み込みを拒否したため、十組内部に亀裂が走った。この騒動は一時的に収まるが、酒問屋が脱退した享保15(1730)年にいたり、油問屋が中心になっている河岸組も十組問屋から離脱し、仮船組を結成することになった。

「下り問屋起発井大坂油売買手続書」(天保3・1830年)によると、15戌年(享保15年)に13組が仮船に分離し、河岸油問屋が極印元になったと伝えている。その13組とは、鉄店組、糠仲ケ問組、堀留組、瀬戸物店組、薬種店組、蟬店組、新堀組、乾物店組、住吉組、浜吉組、式番紙店組、油店組(河岸油問屋に属す)、三番紙店組であった。

十組の古方八組は大行事役を置き、仮船方では河岸油問屋が忽行事役と極印元を兼ねた。

古方の極印元には八組のうち3極印元があり、仮船極印元は、油店組一組となり、菱垣廻船は合計4極印元で運用されるようになった。古方の3極印元というのは、塗物店の櫃(ひつ)極印元、内店組・通町組の嶋極印元、表店組の表極印元である。

「12の脇組合を従えて、他の八組から分かれた仮船なる組織を作りだし、自ら「仮船極印元」を独占した油店組の力を認めなくてはならない」(「江戸十組問屋に関する一資料」)との評価が行われている。

### 3.2.6 菱垣廻船の立て直しと三橋会所

さしもの強大な勢力を誇った江戸十組問屋も、19世紀に入るとその勢いに陰りが見え始める。享和3(1803)年、江戸十組問屋仲間の行事は、北町奉行小田切直年に、菱垣廻船一方積みの訴状を差し出し、十組仲間と菱垣廻船の強化を図った。仲間外で上方から直仕入れする商人について、十組問屋仲間に参加するよう、また在方で直仕入れするものは十組仲間の問屋から仕入れるようにしてもらいたいとの訴えだった。こうした訴えを幕府に行わざるをえないことに、十組問屋の衰退が伺える。農家による米以外の商品生産の増加、醤油や干鰯など地方産業の勃興、新たな在方や市中の商人の台頭などが旧来の問屋の独占に穴を穿ちつつあった。菱垣廻船の一方積みにも綻びが見え、他の運賃の安い廻船(内海船など)への「洩れ積み」や競合する樽廻船への積み込みが増え、菱垣廻船は往時の輝きを失っていった。

享保8(1723)年に160艘あった菱垣廻船は文化5(1808)年にはわずか38艘にまで減少していた。十組では、諸国直仕入れの問屋が海難による損失をおそれ仲買商に転じるもの、巨額な海難損金により問屋営業をやめるもの、商売替えするものなどにより、十組仲間加入問屋はしだいに減少していった。十組仲間の問屋数は、安永期(1772～)には400軒、寛政期(1789～)には691軒だったのが、享和3(1803)年には347軒に減少している。

十組問屋の力の衰えを如実に示したのが、薬種問屋とのトラブルだ。文化4(1807)年、砂糖を扱っていた薬種問屋仲間から新たな砂糖問屋株の創設と樽廻船積入れが、冥加金年間1,000両の条件を付けて幕府に請願された。十組問屋は強く反対したが、最終的に25軒の砂糖問屋株が認められ、樽廻船への積み入れも認められた。砂糖問屋が取り扱う砂糖以外の商品は菱垣廻船に積むこととされたが、全体的に十組問屋に不利な決着となった。

この砂糖問屋との紛争の決着後、十組仲間の大行事、忽行事、組々の主立った者が集まり、仲間仕法の建て直し、十組再建の協議を行っている。その結果、まず奉行所に国のため冥加金を支出し大川橋、永代橋、新大橋の三橋の建て替えと修繕を行いたいと願い出

た。「御国恩冥加」を前面に押し立て、橋の建て替え・修繕という幕府にとって良いことづくめに見える請願には、十組問屋の幕府権力を利用して菱垣廻船の建て直しを図ろうとする思惑があった。そして橋の建て替えと修繕を行う新しい組織には、同時に十組問屋の仲間を援助するための金融機関としての役割も担わせようとした。

財政が逼迫していた幕府はこの請願に飛びつき、文化6(1809)年2月に新しい組織として三橋会所(さんきょうかいしょ)の設立を許可し、その頭取には十組仲間の推薦により杉本茂十郎が就任した。

杉本茂十郎は先の砂糖問屋との紛争の際に仲介に立った人物で、定飛脚問屋を経営していたが、紛争処理時の弁舌と処理能力を十組問屋が高く評価し、三橋会所の頭取に推挙したものだ。杉本は会所設立とともに辣腕を振るい、十組問屋仲間を説き伏せ文化6年4月には8,150両の冥加金を48人の問屋から集めている。

この冥加金の半分は無利子で十組仲間への融通のためという名目で三橋会所に貸し下げられるという条件が付いており、また冥加金を上納した各問屋には「永世冥加金忘却」しないため鑑札を下付するよう願い出た。問屋の思惑は株札だったが、幕府は鑑札を与えたものの、独占権の保証は与えなかった。

三橋会所を中心に江戸問屋の専業別の仲間による冥加金の上納が拡大し、翌7年12月には新たな問屋も加えた冥加金の総額は年間1万200両とし、株札の認可を願い出た。幕府は、翌8年2月に新たな鑑札を下付したものの、株は認めず仲間による独占も承認しなかった。

### 3.2.7 幕府、十組仲間の独占株を認可

幕府が十組仲間である菱垣廻船船積問屋仲間に対して、株札と独占権を認めるのは文化10（1813）年のことだ。天明飢饉（1782～87）による米不足の際は米価引き下げに腐心した幕府だったが、続く寛政・享和年間には豊作が続き米価安に苦しめられ、様々な政策を断行した上、最後の手段として江戸市中の有力米問屋に資金を渡して米の買い占めを命じた。一時の効果はあり文化5（1808）年に米価格は持ち直したものの、翌6年には再び米価格は下落し、買い占め資金も枯渇した幕府は三橋会所の資金に頼ることになった。三橋会所は文化8（1811）年2月から約1年にわたって、大坂堂島の米市場で建米である肥後米の買い占めを継続し、堂島米市場始まって以来という長期の相場高騰を演出して見せた。

最終的にはこの米買い占めは失敗に終わり、三橋会所は15万両という巨額の損失を抱えることになる。しかし、1年間にわたり巨額の資金を投入し米相場を買い支えた努力が幕府に評価され、文化10（1813）年3月、幕府により正式に菱垣廻船積船問屋仲間の株が認められ、菱垣廻船問屋仲間として、65組、1,271軒の問屋（1,995株）が独占的地位を得ることができた。株数は固定され、株を持たない商人は仲間への参加が認められなくなった。

最も多くの冥加金を出していたのは下り酒問屋で年間1,500両で38株が認められた。水油問屋は3番目で500両の冥加金、21株となった。水油以外では色油35両3人、水油仲買85人150両であった。これにより、組外の新規商人の営業を禁じ、江戸入津荷物の独占的取り扱いが認められた。この株鑑札は江戸問屋に絶大な威力をもたらし、この株札の売買金額は、下り船塩問屋で2,000～3,000両、水油問屋の場合500両の相場とされたという。

三橋会所設立の目的でもあった菱垣廻船の建て直しも、かなりの成功を収めている。文化5（1808）年にはわずか38艘にまで減少していたが、5年に9艘、6年8艘、7年30艘と新造船、あるいは修理改造（5,6艘）されており、全体の船数も80艘にまで回復した。

しかし、三橋会所が幕府の米買い占め協力に大量の資金を投入することになったため、文化8年以降は新たな菱垣廻船の新造船や修理改造が行われなくなった。

### 3.2.8 三橋会所の廃止

三橋会所は、これまで江戸十組の主流をなしていた上方出身の江戸問屋ではなく、江戸商人を中心に運営されたが、文政2（1819）年に三橋会所が廃止された後、幕府は再び旧十組の門閥商人に三橋会所の後始末を委ねる。同年8月に、幕府は旧十組の主要問屋10軒を呼び出し、行事による運営と会所の後処理を命ずる。水油問屋からは、井筒屋善次郎が呼ばれている。三橋会所は廃止されるが、菱垣廻船問屋仲間からの冥加金は継続され

た。

三橋会所の「勘定総目録」文政2(1819)年(会所廃止時の総決算)によると、総収入は28万3,170両で主な収入は、問屋仲間から徴収した「組々差加金・一時預り共」で、16万6,422両(全体の58.7%)に達している。一方の支出は、「大坂買持米損金」が12万6,791両、買米関係全体で15万8,705両を占めている。会所設立の目的のひとつとされていた、問屋仲間への貸金は3万1,104両に止まっている。

杉本茂十郎が主導した三橋会所による強引な集金は、「蟻の如く蜂の如し」といわれた(下村家所蔵文書)。菱垣廻船を通じての江戸十組問屋の独占を夢見た江戸問屋は、杉本を担ぎ、幕府から独占権を得るがその代償は大きかったといえよう。そして、地廻り経済の台頭による独占の綻びを幕府権力を利用することでカバーしようとした努力は、一時の効果は得られたものの、長続きはしなかったのである。三橋会所と十組問屋を中心とした問屋の独占は、物価高騰の主犯と目され庶民の怨嗟的となり、やがて天保の改革での問屋・仲間・株の禁止へと繋がって行く。杉本茂十郎は批判的となりその象徴とされたのである。

### 3.2.9 内海船と北前船

菱垣廻船の凋落は、荷主であった江戸十組問屋の弱体化によってもたらされたものだが、一方で、運賃や便利性(速度等)といった面での競争力の不足という菱垣廻船自身の弱点も無視できない。強力な競争相手となったのが、樽廻船であり、新たに台頭した「内海船(うつみぶね)」などの廻船である。

この内海船は、19世紀初頭から急速に勢力を伸ばし、幕末・維新时期を頂点として、明治20年代まで続いた。菱垣廻船や樽廻船のように荷主である十組問屋、酒造家の支配を受けずに、独自に荷物を買取り、船主自身がリスクを引き受け商売を行う、いわゆる「買積船」という形態を採っていた。「買積形態が本来の廻船運営の在り方で、(菱垣廻船や樽廻船のような)運賃積形態は、大量で安定的な積み荷の存在という特殊な条件の下でのみ成立した」(「近世日本海運史の研究」上村雅洋)といわれるように、当時の状況では買積船形態がより時代に適合できたといえる。

内海船は兵庫を拠点にし、西国産米や松前産の魚脂、伊勢湾岸にある諸国の米を買入れ、江戸や神奈川に運んだ。帰り便には、江戸や神奈川で買いつけた九十九里の魚肥や東北産大豆などを積み込んだ。東北産の大豆は伊勢の味噌、醤油屋に販売した。内海船は、「戎講(えびすこう)」と呼ばれる仲間組織をつくり、速さと低料金で顧客を増やし、戎講に所属する船は文政10(1827)年には110艘にまで増えた。

兵庫を拠点としたのは、「北前船」も同様であった。北前船は、蝦夷地(現北海道)と本州を結ぶ交易の大動脈として、日本海を航行した。もともと蝦夷地との交易は敦賀や小

浜の豪商が、手持ちの船で行い、松前藩の昆布・鮭・獣皮・米などを本州に運んでいた。

次にこの航路を担ったのが近江商人で、慶長から寛永年間（1596～1643年）には、開拓された西廻り航路を通して交易し、敦賀・小浜商人に取って代わった。近江商人達は、「両浜組」という仲間組織をつくって、松前藩から、通行税の免除などの特権を与えられていた。その頃急増した、にしんの魚粉の農業用の需要が、蝦夷地との交易を盛んにした。

両浜組が使っていたのは、共同雇用の「荷所船」であった。荷所船の船主は敦賀を拠点に荷所船仲間をつくり、両浜組に完全に従属していた。

その後、宝暦～天明年間（1751～1789年）になると、蝦夷地との交易による利益を当て込んだ各地の新興商人が次々に廻船業に参入したため、両浜組の地位が揺らぎ、構成員の撤退が相次いだ。こうなると、両浜組に依存していた荷所船仲間には死活問題である。そこで船主達は組織から独立し、内海船と同様の買積船の商売を始めた。これが、いわゆる北前船の始まりである。

北前船は、売り先として、大坂の間屋商人を確保し、蝦夷地のにしん粕を大量に運んで、利益を上げた。そして文化4（1807）年、蝦夷地が幕府の天領となると、松前藩と密接に結びついていた近江商人の地位は、さらに低下したのであった。近江商人のうち、財力のある家は手船を持って交易を継続し、そうでない家は、北前船に依存することとなった。かくして力関係が逆転し、北前船が蝦夷地交易の中心となったのである。北前船は、文化・文政期（1804～1830年）を通じて増え続けた。船には、上り荷として米や海産物が、下り荷として木綿・塩・砂糖・酒・紙などの生活必需品が積み込まれ、南北を往復した。

内海船と北前船のように独自に売買を行う新たな地域廻船業の台頭は、「幕藩体制的な全国市場の成立に伴う特産地の形成」と「それに伴う地域間価格差の形成」という2つの条件が必要だったとされる（「内海船と幕藩体制の解体」斎藤善之）。輸送形態の変化には全国規模での農民経済の立ち上がりが背景にあり、関東での地廻り産業の成長もその一環であった。

また内海船や北前船は、兵庫や神奈川といった、後に国際貿易の基地となる港町を拠点に選んでいた。その結果、開港後も生き残り、明治も半ば、全国鉄道網が整備されるまで、国内輸送の大動脈として機能し続けたのであった。